

8 東彼教告示第2号

令和8年東彼杵町教育委員会規則第2号

東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月14日

東彼杵町教育委員会

教育長 山口 厚

東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則

東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第4条 (略) (1) (略) (2) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u> <u>(昭和46年法律第77号) 第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)	(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第4条 (略) (1) (略) 〔新設〕 <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。